

補償の概要

【国内旅行傷害保険】日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として被った以下の場合に保険金をお支払いします。 ※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 ※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---------|---|---|
| 死亡保険金 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額（500万円）をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ |
| 後遺障害保険金 | 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*1 *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。 |

【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

| 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|---|
| <p>以下のいずれかに該当した場合に、保険金（3万円）をお支払いします。</p> <p>①日本国内旅行中または日本国内旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに 保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症*1を発病*2した場合</p> <p>②保険の対象となる方が参加する国内旅行中に、旅行同行者*3が新型コロナウイルス感染症を発病*1した場合</p> <p>▶新型コロナウイルス感染症一時金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、①または②のいずれかについて、かつ、1回に限ります。</p> <p>*1感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の規定に基づき政令で定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）をいいます。なお、同法の改正により、その感染症が同法第6条第2項から第4項までに規定する感染症となった場合も対象とします。以下この特約において同様とします。</p> <p>*2 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。</p> <p>*3 「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>①保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約した方で保険の対象となる方に同行する方</p> <p>②保険の対象となる方が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方</p> <p>③保険の対象となる方が参加する企画旅行の添乗員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症 保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した新型コロナウイルス感染症 <p>等</p> |

本保険は、弊社と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結された一般包括全員付保契約です。対象となる旅行パッケージに参加される全ての方を、自動的に補償の対象と致します。

本保険における「旅行行程」は「所定の集合地に集合した時から、所定の解散地で解散するまで」となります。

付帯サービス

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日



0120-708-110

「コロナお守りパック」の対象者であることをお伝えください。
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

※メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、「お名前」「ご連絡先」「制度名（コロナお守りパック）」等を確認させていただきますのでご了承願います。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

事故対応フリーダイヤル

コロナお守りパックをお申し込み頂いたお客様で、旅行中に事故に遭われた場合はこちらにお電話ください。



受付時間: 平日9:30~17:00



0120-010-790

KLOOKのサービス利用者であることをお伝えください。

③

個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
 - ⑦旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

「コロナお守りパック」のご案内

(国内旅行傷害保険 + 新型コロナウイルス感染症一時金特約、メディカルアシストサービス付帯)



新型コロナウイルス感染症（Covid-19）を補償し、旅行参加者に安心をお届けする新しい保険パッケージです。

- Point1** 旅行中に新型コロナウイルスに罹患し、発病した場合に一時金をお支払い【新型コロナウイルス感染症一時金特約】
- Point2** 旅行中に偶然な事故によりケガを負われた場合、所定の保険金をお支払い【国内旅行傷害保険】
- Point3** 救急専門医常駐の相談窓口が、傷病時の対処方法などをアドバイス【メディカルアシスト】

Point 1 新型コロナウイルス感染症一時金特約

下記のいずれかに該当した場合、被保険者1名に対し3万円をお支払いします。

旅行者本人の感染

旅行行程中または旅行行程が終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病したとき

旅行同行者の感染

旅行行程中に、被保険者の旅行同行者*が新型コロナウイルス感染症を発病したとき
*「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。
①被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で被保険者に同行する方
②被保険者が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方
③被保険者が参加する企画旅行の添乗員

CASE 1

参加者が団体旅行終了後10日後に、体の不調を感じ病院でPCR検査を受診。新型コロナウイルス感染症の発病を確認。



発病した本人に3万円をお支払い

CASE 2

20名が参加した団体旅行（添乗員付）で、旅行行程中に参加者1名が体調不良により病院へ。新型コロナウイルス感染症の発病を確認。



旅行参加者全員に3万円をお支払い

Point2 国内旅行傷害保険

日本国内旅行中の事故によるケガを補償します。

死亡・後遺障害保険金 500万円

例えば



観光中のケガ



スキー中のケガ

※補償の概要につきましては、次ページをご覧ください。

Point3 メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。（看護師・救急科専門医が常駐）

緊急医療相談

医療機関案内

転院・患者移送手配 など

24時間
365日

旅行行程中のみ有効